

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年3月10日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100145号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100063号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成18年12月22日の標準賞与額を5万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成18年12月22日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

なお、平成18年12月22日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額5万9,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月22日

私が所持する賞与明細書では、A社から請求期間の賞与が支払われ、厚生年金保険料が賞与から控除されているが、厚生年金保険の記録に当該賞与額の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された「給与台帳(冬期賞与)」(以下「賞与明細書」という。) (写)、普通預金元帳(写)及び「平成18年分給与所得の源泉徴収票」(写)により、請求者は請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、5万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月22日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 上記の賞与明細書（写）及び普通預金元帳（写）によると、請求者は請求期間において、A社から標準賞与額6万円に相当する賞与の支払を受けていることが確認できることから、請求者の同社における当該期間の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額5万9,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100148号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2100015号

## 第1 結論

昭和54年3月から同年9月までの請求期間及び平成2年4月から平成5年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年3月から同年9月まで  
② 平成2年4月から平成5年12月まで

請求期間①について、私は、昭和54年3月に勤めていた会社を退職後、時期は覚えていないが、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

請求期間②について、平成6年頃、私は、母親からの電話で、「社会保険事務所(当時)の人が自宅へ来て、私の国民年金保険料について、今なら全ての期間の保険料を納付することができると説明を受けたので、その場で国民年金の加入手続を行い、保険料を全額納付しておいた。」と言われた。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和54年3月に勤めていた会社を退職後、時期は覚えていないがA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続時期及び保険料の具体的な納付方法等についての記憶が明確ではないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける請求者の国民年金手帳記号番号(\*)の払出日(S54.9.14)及び前後の番号が付与された任意加入者の資格取得日から判断すると、昭和54年9月頃に行われたものと推認できることから、当該加入手続時点では、請求期間①は、国民年金保険料を遡って納付することが可能な期間であるものの、請求者は、請求期間①に係る保険料を遡って納付した記憶はない旨陳述している。

さらに、請求者に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請

求期間①に係る国民年金保険料は未納と記録されている。

なお、請求者は、請求期間①のうち、社会保険事務所が発行した昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る過年度納付書（3 部複写の様式）を提出しているが、当該過年度納付書の「納付書・領収証書」には納付した金融機関等の領収印が押されていない上、金融機関等が国民年金保険料を収納した際に使用する「領収控」及び金融機関等が収納したことを社会保険事務所に対し通知する際に使用する「領収済通知書」も未使用の状態となっている。

- 2 請求期間②について、請求者は、平成 6 年頃、母親からの電話で「社会保険事務所の人が自宅へ来て、私の国民年金保険料について、今なら全ての期間の保険料を納付することができる」と説明を受けたので、その場で国民年金の加入手続を行い、保険料を全額納付しておいた。」と言われたと主張しているが、請求者は、請求期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親からは、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体的な陳述を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失並びに当該期間直後の国民年金第 3 号被保険者資格の取得に係る処理は、平成 9 年 3 月 7 日における請求者に係る基礎年金番号の付番に伴い遡って行われたことが確認できることから、請求者は、請求期間②当時、国民年金に未加入であり、制度上、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することはできない。

- 3 このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。